

そのけん ニュース

討議資料

発行

自由民主党千葉県
第五選挙区支部長

前衆議院議員

そのうらけんたろう
藺浦健太郎

平成24年(2012年)
No.24-07

首都直下型地震の対策を急げ

震災からの復旧、復興を急ぐとともに、「次」への備えも急がなければなりません。特に、巨大地震の発生が予想されている地域においては、特別に法律を制定して、対策を急ぐべきです。

首都直下地震が発生した場合に備えて、首都機能の維持、国民の生命、財産を守るため、首都直下地震対策特別措置法の制定を訴えています。

その法案の概要がまとまりました(裏面)。ご意見をお寄せいただければ幸いです。

概要は、緊急に対策を必要とする地域を総理大臣が指定すること。観測、測量を強化すること。指定地域における計画を定めること。首都機能の維持を図るための政策などを盛り込んでいます。

特に指定地域においては、避難路や緊急輸送路の確保、医療拠点の整備拡充、高層建築物や大勢の人が利用する施設における安全確保策、飲料水、電源、非常用食料などの備蓄などについて、計画を定めることにしています。

「そのけん」と ミニ集会をいかがですか!!

「ミニ集会」は、藺浦健太郎との懇談・意見交換を通じて、直接触れ合って頂く企画です。各地で開催してきましたが、国政に関する質問だけでなく、身近な問題やご要望など活発な意見交換が行われ、大変好評を頂いています。

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ①人数は? | 5~10人程度(もう少し多くても構いません) |
| ②時間は? | 約1時間程度 |
| ③場所は? | 開いて頂ける方のご自宅や会社など |
| ④内容は? | お茶を飲みながら、どんな話題でもOK |
| ⑤準備は? | 何も必要ありません(親しい人などを集めて頂くだけです) |
| ⑥連絡は? | ご希望の日時、場所を事務所までご連絡下さい |



前衆議院議員

そのうらけんたろう
藺浦健太郎

自由民主党千葉県
第五選挙区支部長

あだ名は小学校からずっと「そのけん」です。

地元事務所 〒272-0021 千葉県市川市八幡2-16-20-203

☎047-318-1001 Fax047-336-8801

E-mail sonoura@au.wakwak.com ホームページ <http://www.sonoken.org>

首都直下地震対策特別措置法(案)

内閣総理大臣

↓指定

首都直下地震緊急対策区域

【緊急対策推進基本計画】

- ・首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項
- ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

- 行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画
- ・政府全体及び各行政機関の業務の継続に関する事項
- ・行政中枢機能の一時的代替に関する事項等

※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる

首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

- 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定
- ・永田町・霞ヶ関等を想定
- 首都中枢機能維持基盤整備等計画
- ・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項
- ・首都直下地震が発生した場合の滞在者等の安全確保に関する事項 等
- 首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特別の措置
- ・開発許可の特例 等
- 交付金の交付等



地方緊急対策実施計画の作成等

- 地方緊急対策実施計画
- ・緊急輸送のための道路、港湾等の整備
- ・石油コンビナート等の改築、補強
- ・帰宅困難者対策、ライフラインの確保

〔財政措置〕

- ・国の負担又は補助の特例 等
- ・緊急対策交付金の交付 等
- ・地方債の特例 等
- ・緊急対策債の発行 等

〔特別の措置〕

- ・国による公共施設等の工事の代行
- ・建築物の耐震診断の促進
- ・住民防災組織の認定 等

特定緊急対策事業推進計画等

- 特定緊急対策事業推進計画の作成

〔特別の措置〕

- ・建築基準法の特例
- ・財産の処分の制限に係る承認手続きの特例
- ・防災街区整備事業の施行に伴う土地の使用

首都直下地震に関する地震観測体制の整備

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る